平成２３年（フ）第１７７号
山口県下関市綾羅木新町２丁目４番40―202号、前住所山口県下松市東陽６丁目１番５―203号
債務者　福田　典子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地４棟８号
債務者　乗松加代子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３９７号
愛媛県松山市平井町3003番地
債務者　松澤美惠子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
愛媛県西条市氷見甲201番地、前住所愛媛県西条市大町1660番地２　マルイラベンダーヒルズ101
債務者　齋藤　厚子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１１１号
愛媛県新居浜市萩生2669番地の６
債務者　後藤　智昭
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１１４号
愛媛県西条市大新田174番地１
債務者　宮崎　一也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１２７号
愛媛県西条市東町207番地11
債務者　丹　　信正
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１２８号
愛媛県西条市東町207番地11
債務者　丹　　秀信
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５０号
高知県安芸市土居1748番地
債務者　小松　慶一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
大分県別府市大字鶴見330番地の10
債務者　古宮　　泉
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３６号
大分市大字角子原961番地の９
債務者　本田　信一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
宮崎県日南市大字星倉131番地８
債務者　田中　史郎
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘15番12号
債務者　佐藤　裕樹
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５８号
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西５丁目188番地
債務者　黒木八千代
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町26番１号季一遊107号
債務者　中尾久美子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目11番37号
債務者　福永　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
鹿児島県日置市吹上町入来3807番地２
債務者　内門　裕二
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
鹿児島県姶良市平松6067番地　県立姶良病院７病棟、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分新町１丁目16番59号
債務者　神川　　忠
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係